

第37回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和2年7月17日(金) 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農地のあっせんについて
 - 日程第 9 報告第 1号 第2回農地小委員会の報告について
 - 日程第 10 報告第 2号 令和2年度滝沢市農業施策に対する要望書に対する回答の報告について
 - 日程第 11 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第 12 報告第 4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員	推進委員
1番委員 鈴木 文雄	佐藤 桂
3番委員 吉清水 秀明	桑原 和男
4番委員 新田 義修	
5番委員 工藤 肇	
6番委員 武田 美紀	
7番委員 齊藤 文一郎	
8番委員 大森 泰英	
9番委員 齊藤 新一	
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	海老澤 愛
〃	主査	高橋 昂希

開会時刻 令和2年7月17日（金） 午前10時

議長 委員及び説明員に申し上げます。暑い方は上着を取られてもかまいません。

只今の出席農業委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員2名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と3番吉清水秀明委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 それでは私の方から業務報告をさせていただきます。議案書は2ページをご覧ください。第37回滝沢市農業委員会総会業務報告令和2年6月26日から令和2年7月17日までの分となっております。

（第36回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 今回の農地法第3条の許可申請は賃貸借による権利の設定が1件となっております。それでは、説明させていただきます。議案書は4ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番についてですが、借り受け人は新規就農者であります。

申請者は会社員を退職後、盛岡市の農園でパートをしながら、農業について学んでおり、今回農地の利用権を取得し自身で経営することとし、3条の申請に至ったものです。なお、農地の所有者と申請者の間には地域の農業委員が入り調整を図っていただきました。

本件については、7月2日に開催しました農地小委員会において就農に問題がないとされ、また議案書5ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件について、関連がありますので、報告第1号の第2回農地小委員会の報告について、武田農地小委員長より報告をお願いします。

武田農業委員

農地小委員会委員長の武田です。

それでは、私のほうから第2回農地小委員会の結果をご報告します。

議案書は24ページをご覧ください。

7月2日に農地小委員会委員9名と事務局職員で、農地法第3条許可申請に伴う新規就農予定者に対する聞き取り調査及び令和2年度滝沢市農地パトロール実施計画について協議いたしました。

新規就農者への聞き取り調査結果からご報告いたします、議案第1号整理番号1番の案件の、新規就農予定者は、現在は盛岡市の農園で働きながら農業技術を培っており、また併せて岩手県立農業大学の新規就農者研修を受講中であり、農業の知識の向上を図っております。

年内は兼業で就農し、年明けから専業で農業を行う予定となっております。

妻が退職後、ともに農業をしていく予定であり、いずれは規模拡大も考えておられるようでした。

農地小委員会といたしましては、本人の意欲は充分と判断され、また、周辺の地域の農業者と繋がりを持ち、協力を得ながら頑張っていたきたいと助言をさせていただきました。

以上のことから農地小委員会としては、就農に問題はないと思われる、との結論にいたりました。

続きまして、令和2年度滝沢市農地パトロール実施計画の協議結果についてご報告いたします。

今年度の変更点としましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスクの着用、換気、消毒を実施すること、班体制を見直し、1班A、B、2班A、B、4班A、Bに細分化し、日にち、時間をずらして活動するようにいたしました。

また、昨年に続き玄関前での出発式を行わず、会議室で行うことといたしました。

協議の結果、原案のとおりとすることに異議なく承認されました。

以上で、第2回農地小委員会の報告といたします。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。
案件は1件です。議案書は8ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番は、不動産を営む譲受人が、資材置場を整備するための転用の申し出となります。

申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内の辺縁部に位置する第1種農地と考えられます。しかし、不許可の例外規定に住宅等で集落に接続して設置するものに該当すると判断し、許可しようとするものです。

資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しているところです。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、大森泰英農業委員、佐藤桂推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を大森農業委員にお願いします。

大森農業委員 農業委員の大森です。

それでは私の方から、議案第2号 整理番号1番について、7月14日に佐藤推進委員と桑原推進委員と事務局とで現地調査を実施してまいりましたのでご報告申し上げます。

申請地の位置は、JR小岩井駅から北東へ約600メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は農地、西側は道路を挟んで宅地及び農地、北側

は農地、南側は宅地となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 農業経営基盤強化促進法に基づく案件は、所有権の移転が1件、利用権設定の新規が1件となっております。

それでは、説明させていただきます。議案書は12ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番は、農地中間管理事業の特例事業による所有権移転の案件で、買入協議を経て、農地中間管理機構が買入れた農地を、今回は農地中間管理機構から譲受人へ所有権移転するものです。

整理番号2番は、祖母から孫への使用貸借であります。

以上、整理番号1番及び2番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 整理番号1番の現地調査報告ですが、第32回総会の議案第1号で報告済みですので省略します。

整理番号2番の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員　それでは、私の方から整理番号2番について、ご報告申し上げます。
整理番号2番の農地につきまして、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。
全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で、議案第3号の調査報告とさせていただきます。

議長　これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長　よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長　挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長　日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査　議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてご説明いたします。案件は3件です。議案書は17ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番は、農地法所定の許可を得ており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

整理番号2番及び3番は、農地でなくなってから20年以上経過しており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長　本案件の現地調査報告は、桑原農業委員にお願いします。

桑原推進委員　推進委員の桑原です。

それでは私の方から議案第4号整理番号1番から3番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、蒼前神社より東へ約200メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は宅地、西側及び北側は農地、南側は道路を挟んで宅地となっております。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず山林状態となっており、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、ミクニ大釜工場から南東へ約800メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は農地、西側は道路を挟んで山林、南側は農地、西側は宅地となっております。

以上について調査の結果、申請地は舗装され駐車場となっており、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号3番の申請地の位置は、産業文化センターアピオから北東へ約500メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側及び西側は宅地、南側は道路を挟んで宅地、北側は農地となっております。

以上について調査の結果、申請地は車庫が建てられて利用されており、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地のあっせんについてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 議案第5号、農地のあっせんにつきましては、売渡及び貸付が2件となります。議案書は22ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 暫時、休憩します。

(10時26分休憩)

(10時40分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号について、あつせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、議案第5号はあつせんすることに決定することに決定いたしました。

整理番号1番のあつせん委員につきましては、中部地区担当農業委員及び推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、整理番号1番のあつせん委員につきましては、以上の3名の方をあつせん委員とすることに決定しました。

整理番号2番のあつせん委員につきましては、西部地区担当農業委員及び推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、整理番号2番のあつせん委員につきましては、以上の3名の方をあつせん委員とすることに決定いたしました。

議長 日程第9、報告第1号、第2回農地小委員会の報告については、議案第1号で報告済みですので省略します。

議長 日程第10、報告第2号、令和2年度滝沢市農業施策に対する要望書に対する回答の報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第2号、令和2年度滝沢市農業施策に対する要望書に対する回答の報告について、報告いたします。議案書は26ページをご覧ください。
こちらは、令和元年11月22日開催の第29回総会議案第7号において決定いたしました要望書を同日会長から滝沢市長へ提出されておりますが、それを受けまして令和2年7月16日付で市長より回答があったものです。内容につきましては議案書27ページからとなります。

で各自ご覧ください。
以上で報告を終わります。

議長 日程第11、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務について報告します。案件は2件です。議案書は32ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第12、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第4号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出について報告いたします。案件は1件です。議案書は34ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。農地法第4条の転用の制限の例外において耕作の事業に供する利用増進のためや、農業用施設の設置で200㎡未満の場合は許可不要となっております。今回は200㎡を超えておりますが施設建設ではないため、面積の制限なく認められるものでございます。

整理番号1番は、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第13、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第5号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。案件は、4条の届出が1件となります。議案書36ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。
これをもって、第37回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年7月17日 午前11時47分

議 長

会議録署名人 8番委員

会議録署名人 3番委員

これは原本である。

令和2年7月17日

滝沢市農業委員会会長 齊藤新一